

雇用調整助成金(令和8年熊本地震・災害特例)

行政書士 上野徹事務所

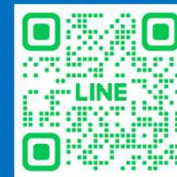
特定行政書士／申請取次行政書士

ファイナンシャルプランナー2級技能士

URL:<https://uenotorulaw.com>

TEL:070-5813-9676

Email:tony39u@gmail.com



1. 制度の概要・位置づけ

制度の目的:

- ・ 経済上の理由で事業活動を縮小せざるを得ない事業主が、休業・教育訓練・出向により雇用維持を図った場合に、休業手当・賃金等の一部を助成する制度。

今回の特例の対象災害:

- ・ 令和8年熊本地震に伴う経済上の理由による事業活動の縮小

特例対象期間:

- ・ 発災日(令和8年7月28日)～令和9年1月27日の間に開始した休業等

2. 対象事業主・「経済上の理由」の考え方

対象事業主

- ・ 雇用保険適用事業所であること(通常要件)
- ・ 令和8年熊本地震に伴う「経済上の理由」により事業活動を縮小していること

「経済上の理由」の具体例(リーフレットより)

- ・ 需要減少・風評被害: 観光客減少・客足減少による売上減少
- ・ 取引先の被災: 原材料・商品等の取引困難
- ・ 交通途絶: 原材料搬入・製品搬出・従業員通勤の困難
- ・ ライフライン途絶: 電気・水道・ガス・通信の途絶による生産・販売環境悪化
- ・ 修理に時間を要する場合: 修理業者の手配・部品調達に災害の影響で期間を要する場合

地震で施設・設備が直接被害を受けた場合でも、上記のような「経済上の理由」を伴う休止・縮小なら助成対象。

3. 特例内容(全国共通)

全国の事業所に対する特例措置

① 生産指標の確認期間の短縮

- 通常: 最近3か月平均が前年同期比10%以上減少
- 特例: 最近1か月が前年同月比10%以上減少でOK

② 雇用量要件の撤廃

- 通常は「最近3か月の雇用量が一定以上増加していると対象外」だが、特例ではこの要件を撤廃。

③ 事業所設置後1年未満でも対象

- 通常は設置後1年未満は対象外だが、令和8年7月28日時点で1年未満でも対象。
- 生産指標は「地震前のいずれか1か月」と比較。

④ 計画届の事後提出を容認

- 通常は休業等の前に計画届提出が必要だが、特例では休業開始後の提出も可能。

4. 熊本県内事業所への追加特例

熊本県内に所在する事業所のみの追加措置

⑤ 残業相殺ルールの撤廃

- ・ 通常: 休業させつつ所定外労働をさせた場合、休業日数から残業時間分を控除。
- ・ 特例: 熊本県内事業所ではこの控除ルールを撤廃。

⑥ 教育訓練実施率による助成率引下げの撤廃

- ・ 通常: 支給日数30日経過後、教育訓練実施率が10%未満だと助成率引下げ。
- ・ 特例: 熊本県内事業所ではこの引下げルールを撤廃。

5. 基本的な支給要件・助成率・支給日数

基本的支給要件(通常制度ベース)

- 雇用保険適用事業所であること
- 雇用保険被保険者を休業・教育訓練・出向させること
- 生産指標要件(特例では1か月10%減)を満たすこと
- 休業規模要件(中小は1/20以上)を満たすこと

助成率(通常制度)

- 中小企業: 休業・教育訓練 → 2/3
- 大企業: 休業・教育訓練 → 1/2
- 教育訓練加算: 1人1日あたり 1,200円～1,800円(通常制度)

休業手当は平均賃金の60%以上

- 平均賃金10,000円
- 休業手当6,000円(60%)

助成率

- 中小企業2/3 → 4,000円 + (1,200円～1,800円)
- 大企業1/2 → 3,000円 + (1,200円～1,800円)

教育訓練加算とは、休業させる代わりに、従業員へ研修(教育訓練)を行った場合の加算

※熊本特例では「教育訓練実施率による助成率引下げ」が撤廃されるが、基本助成率は通常制度に準拠。

支給限度日数

- 1年間で100日(全国共通)
- 熊本地震特例は「発災から1年間の休業等」が対象(上限100日)。

6. 申請様式・必要書類(熊本地震特例)

主な申請様式(休業・教育訓練の場合)

- 計画届関連
 - 様式第1号(1) 休業等実施計画(変更)届
 - 様式熊特第1号(2) 雇用調整実施事業所の事業活動に関する申出書
 - 様式第1号(3) 教育訓練計画一覧表(教育訓練実施時)
- 支給申請関連(熊本県内事業所)
 - 様式熊特第5号(1)(2) 支給申請書・助成額算定書
 - 様式熊特第5号(3)-1 休業・教育訓練実績一覧表
 - 様式第13号 雇用調整助成金支給申請合意書
 - 共通要領様式第1号 支給要件確認申立書

添付書類(典型)

- 休業等の実施状況が分かる書類(勤務表・賃金台帳等)
- 生産指標の資料(売上高・生産量等の帳票)
- 雇用保険被保険者であることを示す書類
- 事業活動縮小の理由が分かる資料(取引先被災・交通途絶等)

7. 申請手順(事業主目線)

① 事前確認

- ・ 雇用保険適用事業所か確認
- ・ 熊本地震に伴う「経済上の理由」による事業活動縮小か確認
- ・ 生産指標(最近1か月)の10%以上減少を確認

② 計画届の作成・提出

- ・ 休業・教育訓練の計画を作成(対象労働者・日数・手当水準)
- ・ 様式第1号(1)＋様式熊特第1号(2)等を作成
- ・ 特例により「事後提出」も可能(休業開始後でも受付)。

③ 休業・教育訓練の実施

- ・ 計画に沿って休業・教育訓練を実施
- ・ 休業手当・賃金を支払う
- ・ 勤務表・賃金台帳等を保存(5年間保存義務)

④ 支給申請

- ・ 様式熊特第5号等の支給申請書を作成
- ・ 休業・教育訓練実績一覧表を作成
- ・ 必要書類を添付して労働局・ハローワークへ申請

⑤ 審査・支給決定

- ・ 労働局による審査
- ・ 支給決定後、助成金が支払われる

8. 相談窓口・実務上のポイント

相談窓口

- 熊本労働局
- 管内ハローワーク(雇用調整助成金窓口)
- 労働基準監督署(休業手当・労働条件の相談)

実務ポイント

- 「経済上の理由」の整理が重要
 - 需要減少・取引先被災・交通途絶・修理遅延などを具体的に書く。
- 生産指標1か月10%減の証拠を確実に残す
 - 売上帳票・受注状況・生産量データ。
- 熊本県内事業所は追加特例を必ず活用
 - 残業相殺撤廃 → 実務上の計算が楽になる。
 - 教育訓練実施率による助成率引下げ撤廃 → 長期休業でも安心。
- 計画届の事後提出が認められるが、可能なら早めに提出
 - 審査のスムーズさ・誤解防止のため。